

平成 21 年 7 月 27 日

各 位

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8 3 1 6)

当社優先株式の取得請求権行使価額及び
下限取得請求権行使価額の調整に関するお知らせ

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（取締役社長 北山禎介）が発行しております第 1 回－第 4 回及び第 9 回－第 12 回第四種優先株式（以下、「各回第四種優先株式」）の取得請求権行使価額及び下限取得請求権行使価額は、当該優先株式の取得請求権行使価額調整条項に基づき、下記のとおり調整されることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 調整後取得請求権行使価額 3,187 円
(調整前取得請求権行使価額 3,188 円)
2. 調整後下限取得請求権行使価額 1,051 円
(調整前下限取得請求権行使価額 1,051 円)
3. 適用日 平成 21 年 7 月 28 日以降

(ご参考) 各回第四種優先株式の概要 (平成 21 年 7 月 27 日現在)

発行日	平成 15 年 2 月 8 日
発行株式数(注)	50,100 株
発行価額	1 株につき 3 百万円
発行価額の総額(注)	1,503 億円
現在の発行株式数	33,400 株
現在の残高	1,002 億円

(注) 同日付で発行された第 1 回－第 12 回第四種優先株式の合計。

なお、平成 20 年 4 月 30 日付で第 5 回－第 8 回第四種優先株式全株に係る取得請求権は行使済。

以 上